平成３０年（フ）第１４号
兵庫県加西市和泉町704番地の１
債務者　遠藤　大義
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第２７号
兵庫県小野市中町420番地　新田団地４―504、前住所兵庫県小野市垂井町1014番地グリーンヒルハイツＣ―201
債務者　山下かおり
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３１５号
香川県さぬき市志度903―１　寺町マンション１―８号室、住民票上の住所香川県さぬき市長尾西44番地２
債務者　出水　和重
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２号
香川県高松市川島本町308番地５　レオパレス川島105
債務者　中川　未亜（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４号
山口県宇部市明治町２丁目11番35号
債務者　渡壁　勇雄（旧姓奈須）
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第６０号
茨城県つくば市中山150番地４
債務者　髙野　裕子
１　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２８５号
愛知県愛西市大井町浦田面470番地、従前の住所愛知県津島市江東町３丁目151番地　Ｂ棟
債務者　小川　幸子
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３７４号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　364号棟201号室
債務者　吉江　淳子
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４７号
広島市南区出島１丁目16番３―706号
債務者　井上　浩
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４８号
広島市南区出島１丁目16番３―706号
債務者　井上　嘉子
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７９号
広島市西区三篠町３丁目12番18―205号
債務者　占部　直美
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷64番地36　中村アパート201、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2025番地２
債務者　尾上　　恵
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
栃木県那須郡那珂川町小川299―１　緑町ハイツＢ107、住民票上の住所栃木県那須郡那珂川町小川3415番地24
債務者　鶴蒔　貞雄
１　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９１４号
大阪市東淀川区南江口３丁目14番10―406号
債務者　野上なをみ
１　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３号
静岡市葵区末広町80―３　片川コーポ101号、住民票上の住所静岡市清水区青葉町11番21号ジェネス青葉105
債務者　安田　　等
１　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０６号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝871番地４
債務者　小林　恵美
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係